

## 平成24年度特定侵害訴訟代理業務試験

### 論点[事例問題1]

#### 問1 起案

- 1 共同不法行為者らに対する損害賠償請求につき、請求の趣旨を正しく記載できるか。
- 2 被告方法が特許発明のすべての構成要件を充足するとの主張が適切にできるか。
- 3 事例に則して特許法第101条第5号の要件事実を摘示できるか。
- 4 共同不法行為の理解及び共同不法行為となるための事実を摘示できるか。
- 5 特許法第102条第2項を主張するための事実を摘示できるか。また、原告の損害額をどのように算定すべきか。

#### 問2 小問

- (1) ① 他人物売買の有効性（民法第560条、同法第561条）  
② 無権代理と表見代理  
ア無権代理と本人への効果帰属の有無（民法第99条、同法第113条）  
イ無権代理人の損害賠償責任（民法第709条、同法第117条第1項）  
ウ権限外の行為の表見代理とその要件（民法第110条）
- (2) 特許権侵害行為差止等請求事件の判決に関し、適切な強制執行方法（直接強制、代替執行及び間接強制）の理解。